

青森県立青森東高等学校 部活動に係る活動方針

【はじめに】

「部活動」とは、学校教育の一環として行われる教育課程外の自発的・継続的な集団活動であり、生徒の自主性や社会性、体力・豊かな人間性を育成することを目的とする。

1 本校の基本方針（部活動をととして）

- (1) 自主・自律の精神を涵養し、創造的な思考力を持った人間を育成する。
- (2) 自他を敬愛し、協調性に富み、責任を重んじ、規律正しい人間を育成する。
- (3) 勤労意欲と実行力を持つ人間を育成する。
- (4) 健康保持の習慣を養い、心身ともに健全な人間を育成する。
- (5) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 顧問は年間活動計画並びに月ごとの活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 活動時間については、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 活動終了時刻及び完全下校時刻を厳守する。
(平日の終了時刻：19時00分、完全下校：19時30分)
(休日の終了時刻：15時45分、完全下校：16時00分)
- (4) 顧問・コーチ等は、生徒の安心と安全のために、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を講じ、事故・非行等の防止に努める。
- (5) 顧問・コーチ等は生徒への適切な声かけなどにより、生徒と良好な関係を築き、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 原則として平日は1日以上、週休日においても1日以上を週休日とし、週当たり2日以上の休養日を設ける。週末に大会等で両日活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 競技・種目の特性及び活動場所、活動時期や生徒の競技・種目に対する志向等を考慮し、弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

4 外部指導者について（部活動指導員も以下に準ずる）

- (1) 外部指導者は校長及び県教育委員会に委嘱された者とする。
- (2) 顧問は外部指導者と話し合い、共通理解を持って部活動の運営に当たることとする。
- (3) 携帯電話等でのSNS・LINE・メール等、生徒との個人的なやり取りは絶対に行わないこと。
- (4) 普段からの練習はもちろん、練習試合・大会・合宿等に関しては、生徒の育成を第一に考え、顧問・外部指導者等と話し合いの上、決定すること。
- (5) 生徒を顧問・外部指導者等の車に乗せてはいけない。

5 部費等の取扱いについて

生徒徴収金についてはその目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないようにする。また、生徒徴収金に係る出納簿及び決算書を作成し、校長及び保護者に決算書を提出する。